## 第19号議案

中間市企業誘致条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年3月6日提出

中間市長 松下 俊男

## 中間市企業誘致条例

(目的)

(定義)

- 第1条 この条例は、本市において事業所又は研究開発施設(以下「事業所等」という。) を新設し、増設し、又は移設する者に対して必要な奨励措置を行うことにより、地域産業の促進と雇用機会の拡大による市勢の発展に寄与することを目的とする。
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
  - (1) 事業所 物品の製造、加工等の製造業を営むための施設又はソフトウェア開発、情報処理、情報提供等の情報関連事業を営むための施設その他市長が特に認める施設をいう。
  - (2) 研究開発施設 新たな製品の製造、新たな技術の開発又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的とした試験研究のために使用する施設をいう。
  - (3) 事業者 事業所等を新設し、増設し、又は移設を行う者をいう。
  - (4) 新設 本市内において新たに事業所等を建設することをいう。
  - (5) 増設 本市内に事業所等を有する者が、当該事業所等を新たに市内に設置し、又は 既存の事務所等を拡充することをいう。
  - (6) 移設 本市内に事業所等を有する者が、当該事務所等を廃止し、本市内の別の地域に新たに事業所等を建設することをいう。
  - (7) 適用区域 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号)第5条第2項第2号に規定する区域及び市長が特に認めた区域をいう。
  - (8) 投下固定資産総額 事業所等を設置するために取得した固定資産(地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する家屋及び償却資産に限る。)の取得価格の総額をいう。

(指定の基準)

第3条 市長は、適用区域内で事業者が事業所等を設置し、そのための投下固定資産総額が3,000万円以上で、常用従業員の数が5人以上のものに該当すると認めるときは、当該事業者を指定事業者として指定する。

(指定申請等)

- 第4条 指定事業者の指定を受けようとする事業者は、事業所等の操業開始前までに市長 に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに調査を行い、適当と認めるときは、当該事業者に対し、指定事業者の指定を行うものとする。

(奨励措置)

- 第5条 市長は、指定事業者に対し、次に掲げる奨励措置を講じることができる。
  - (1) 固定資産税の課税免除
  - (2) 事業所等を設置するために市長が特に必要と認める事項

(適用区域における固定資産税の課税免除)

- 第6条 市長は、適用区域において事業所等を新設し、増設し、又は移設した指定事業者 に対し、中間市市税条例(昭和45年中間市条例第33号)の規定にかかわらず、当該新設 し、増設し、又は移設した事業所等を構成する固定資産に対して課すべき固定資産税を 課さないことができる。
- 2 前項の規定による課税の免除は、設置された事業所等が操業を開始した日(市長が必要であると認めて別に定めたときは、その定めた日)後、最初に固定資産税が賦課される年度(以下「基準年度」という。)における当該事務所等の固定資産について、その基準年度から3年度間における各年度の固定資産税に限る。
- 3 固定資産の範囲は、固定資産税が賦課されたもののうち、次に掲げるものとする。
  - (1) 家屋 工場用建物、倉庫用建物及び事務所用建物
  - (2) 土地 当該事務所等の敷地である土地(その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)
  - (3) 償却資産 構築物、機械及び装置、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品のうち、生産工程を組成するもの及び第1号の事務所用建物内に存するもの (課税免除の申請)
- 第7条 前条の規定により、固定資産税の課税免除を受けようとする事業者は、市長に申請しなければならない。

(課税免除の決定)

- 第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、課税免除をなすべきものと決定したときは、その旨を申請した事業者に通知するものとする。 (指定の取消し)
- 第9条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定 を取り消すことができる。
  - (1) 正当な理由なく事業を廃止し、若しくは休止し、又はこれらと同様の状態になったとき。
  - (2) 虚偽の申請その他不正の手段により指定を受けたとき。
  - (3) 指定を受けた日から2年を経過してもなお操業を開始しないと認められるとき。
  - (4) 次条の規定による指定の承継をした事業者が、同条に規定する期間内に届出をしなかったとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特にその必要があると認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により指定の取消しを受けた者に対しては、課税免除を行わず、又 は既に課税の免除をされた固定資産税がある場合はその税額を納付させることができる。 (指定の承継)
- 第10条 指定事業者から相続、譲渡、合併その他の理由により当該事務所等を承継した事業者は、当該事業が継続される限り、引続き第5条に規定する奨励措置を受けることができる。この場合において、当該事務所等を承継した者は、承継の事実を証する書類を添付して90日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
  - (固定資産の範囲の特例)
- 2 第6条第3項第2号の規定にかかわらず、平成23年度に取得し、その取得の日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における土地についても本条を適用する。